

横浜市中心卸売市場業務条例の一部改正について

1 改正の理由

(1) 卸売市場法と条例の関係

横浜市中心卸売市場業務条例（以下「業務条例」という。）は、「卸売市場法に基づき、横浜市中心卸売市場の業務の運営、取り扱う物品の品質管理、施設の管理その他必要な事項について」（第 1 条）定めたものです。

施設については、従来は開設者が整備しておりましたが、近年、農林水産省の方針を受けて、整備手法の多様化が推進されたため、民間が整備する施設を含め、市場として一体的に機能する区域が市場区域として、卸売市場法やそれに基づく条例の適用範囲とされるようになりました。

本市では、南部市場において、平成 17～19 年度に市場関係事業者が「横浜フレッシュセンター」を建設しましたが、同施設は加工・配送という市場機能を担う施設でありましたので、当該施設の敷地を市場区域として業務条例の適用対象にしてまいりました。

(2) 地方自治法と条例の関係

しかしながら、業務条例は、地方自治法からすると公の施設の設置や管理に関する条例という性格も有しております。その観点からすると、業務条例第 2 条に定める面積が卸売市場法と地方自治法のどちらに基づく面積かが分かりにくくなっています。

そこで、今回市場全体の面積とは別に、公の施設に該当する部分の面積を明示する改正を行うものです。

2 改正の内容

現 行			改 正 案		
(市場の名称、位置及び面積)			(市場の名称、位置及び面積)		
第 2 条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。			第 2 条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。		
名称	位置	面積	名称	位置	面積
横浜市中心卸売市場本場(以下「本場」という。)	横浜市神奈川区	106,211 平方メートル	横浜市中心卸売市場本場(以下「本場」という。)	横浜市神奈川区	106,211 平方メートル(うち公の施設 <u>106,211 平方メートル</u>)
横浜市中心卸売市場南部市場(以下「南部市場」という。)	横浜市金沢区	168,227 平方メートル	横浜市中心卸売市場南部市場(以下「南部市場」という。)	横浜市金沢区	168,227 平方メートル(うち公の施設 <u>155,887 平方メートル</u>)
横浜市中心卸売市場食肉市場(以下「食肉市場」という。)	横浜市鶴見区	42,600 平方メートル	横浜市中心卸売市場食肉市場(以下「食肉市場」という。)	横浜市鶴見区	42,600 平方メートル(うち公の施設 <u>42,600 平方メートル</u>)